

LTE/5G 対応 SIM フリー・デバイスの KDDI 法人ウェブサイト掲載までの流れ

2022 年 04 月吉日

KDDI 株式会社

以下、本紙では、メーカー・リセラーさまが製造・販売する SIM フリーの LTE/5G 対応デバイスを、KDDI 法人ウェブサイトにカテゴリ 2 の機種として掲載する場合の、要件・手続き・工程などについてご説明します。

1. 要件・手続き

(ア) 掲載の要件は、当社が指定する第三者機関が実施する「LTE/5G 対応 SIM フリー・デバイス動作確認試験」(動作確認試験)を受検し、当該機関において利用上の問題がないと確認されること、試験結果を踏まえて当社が KDDI 法人ウェブサイトに掲載することが適切であると判断すること、及び添付様式①に附属する<ウェブサイト掲載に関する規約>の定めるところに適合することです。

(イ) 様式①により連絡(申込)を頂いたメーカー・リセラーさまに、KDDI から指定検証会社(指定試験機関)を紹介し、メーカー・リセラーには指定試験機関が実施する試験を受検頂きます。指定試験機関以外が実施した試験は評価の対象外となりますのでご注意ください(KDDI 法人ウェブサイト掲載不可)。

<掲載イメージ>

 <p>LTE/5G</p>	製造・販売	〇〇〇株式会社(リンク)	
	製品名	△△△ ×××	
お客さま窓口	製品仕様・機能に関するお問い合わせ 個人の連絡先は不可	電話	月～金 0900-1730 土日祝
		メール	〇月〇日～〇月〇日は休み
		ウェブサイト	
アフター・サポート* 個人の連絡先は不可	電話	購入者以外が利用しないケースでは「保証書」に記載の保証期間中は対応いたします。月～金 0900-1730 土日祝	
	メール	〇月〇日～〇月〇日は休み	
	ウェブサイト		
実施した動作確認試験	TEST item	・ ユーザー利用状態でのLTE/5G動作試験 ・ CPA (Closed Packet Access) 動作試験 ・ FRE (Flex Remote Access) 動作試験	
	TEST Owner	〇〇〇株式会社(リンク) ※メーカー・リセラー	
	TESTER	△△△株式会社(リンク) ※日本ノーベルなど検証会社 TESTERは、製品仕様・機能や製品のテスト結果に関するお問い合わせは受け付けておりません。また、アフター・サポートは上記お客さま窓口にご連絡ください。	
搭載通信モジュール			
搭載通信チップ			
対応周波数帯(LTE)			
対応周波数帯(5G)			
技術基準適合証明番号(R)			
ご利用可能なSIMカード	ou Nano IC card 04 LE (1222)		
ご利用可能な料金プランなど	「製品一覧」に記載のあるLTE (4G)/5G対応 パソコン・タブレット・スマートフォン(メーカーブランド製品) (リンク) に準じます。		

<このサイトへの掲載を希望されるメーカー・リセラー様へ>
 ・ 様式(リンク)に所用事項を記入の上、以下までメール送付くださいますようお願いいたします。
 ・ KDDI株式会社 サービス企画開発本部 5G・IoT サービス企画部デバイスG slcert@kddi.com

🏠 KDDI 法人ウェブサイト: <https://biz.kddi.com/service/mobile/product/makerpc/product/>

2. 主な工程

	アクション	実施主体
1	様式①による申し込み	メーカー・リセラーさま
2	指定試験機関の紹介	KDDI
3	指定試験機関への発注(契約)	メーカー・リセラーさま
4	試験機関の選定、試験計画の策定	TEST Owner さま
5	試験実施計画の KDDI への提出(メール・テキストベースで可)	TEST Owner さま
6	試験実施	TESTER
7	結果分析、TEST Owner への提出(含アドバイス)	TESTER

8	NG 項目に対処するための製品修正 (必要に応じ)	TEST Owner
9	再試験 (必要に応じ)	TESTER
10	結果分析、TEST Owner への提出 (含アドバイス) ※以下必要に応じ 7-9 を繰り返す	TESTER
11	結果が記入されたテストケースを KDDI に送付	TEST Owner
12	KDDI 法人ウェブサイトへの掲載可否検討	KDDI
13	TEST Owner、TESTER と KDDI の協議 (必要に応じ)	-
14	NG 項目に対処するための製品修正を依頼 (必要に応じ)	KDDI
15	NG 項目に対処するための製品修正 (必要に応じ)	TEST Owner
16	再試験 (必要に応じ)	TESTER
17	結果分析、TEST Owner への提出 (含アドバイス) (必要に応じ)	TESTER
18	結果が記入されたテストケースを KDDI に送付 (必要に応じ)	TEST Owner
19	KDDI 法人ウェブサイトへの掲載可否検討 ※以下必要に応じ 13-18 を繰り返す	KDDI
20	KDDI 法人ウェブサイトへの掲載可否決定	KDDI
21	TEST Owner への結果連絡	KDDI
22	KDDI 法人ウェブサイトへの掲載	KDDI

3. KDDI 連絡先 (問い合わせ先)

KDDI 株式会社 サービス企画開発本部 5G・IoT サービス企画部 デバイス G
Open Device 担当 (古閑・古谷・坂本)
slcert@kddi.com

以上

(参考)動作確認試験における主な試験項目

動作確認試験は、当該デバイスが au (LTE/5G) 通信サービス及び KDDI が提供する閉域網サービスの一部 (CPA : Closed Packet Access、FRE : Flex Remote Access) を利用する環境下において、動作に問題がないことをユーザー操作のレベルで確認するもので、主な試験項目は以下の通りです。

au (LTE/5G) 通信サービス	au (LTE/5G) 通信サービス利用時の挙動に関する試験 - 使用する APN を変えながら以下などの試験を実施 ✓ 再起動による再接続 ✓ 手動による切断からの回復 ✓ 電波遮断状態からの回復 ✓ APN の誤設定後、正常に戻したときの回復 など
CPA (Closed Packet Access)	CPA 利用時の挙動に関する試験。以下などの試験を実施 ✓ 再起動による再接続 ✓ 手動による切断からの回復 ✓ 電波遮断状態からの回復 ✓ APN の誤設定後、正常に戻したときの回復 ✓ インターネット接続サービス契約のない状態での動作試験 など
FRE (Flex Remote Access)	FRE 利用時の挙動に関する試験。以下などの試験を実施 ✓ 再起動による再接続 ✓ 手動による切断からの回復 ✓ 電波遮断状態からの回復 ✓ 証明書認証の試験 など
au Wi-Fi2	au Wi-Fi2 (SIM 認証) で接続できることを確認

ウェブサイト掲載に関する規約

試験対象デバイスの KDDI (以下「甲」という。) に対しその法人ウェブサイトへの掲載申し込みを行うにあたり、申込者 (以下「乙」という。) は、本「ウェブサイト掲載に関する規約」(以下「本規約」という。) に同意のうえ申し込みを行うものとする。

第1条(定義)

本規約において用いられる用語の意味は、次のとおりとする。

- (ア) LTE/5G 対応 SIM フリー・デバイス: LTE 又は 5G の通信方式に対応する SIM フリー・タイプのデバイスをいう。
- (イ) メーカー・リセラー: LTE/5G 対応 SIM フリー・デバイスを製造又は販売するものをいう。
- (ウ) LTE/5G 対応 SIM フリー・デバイス動作確認試験 (なお、本規約において、単に「動作確認試験」と記載する場合も LTE/5G 対応 SIM フリー・デバイス動作確認試験を指す。): LTE/5G 対応の SIM フリー・デバイスで甲の提供する au (LTE/5G) 通信サービスを利用する場合に、その動作が正常であることを確認するために、甲が定める試験をいう。
- (エ) 試験対象デバイス: 乙が製造又は販売する LTE/5G 対応 SIM フリー・デバイスであって、乙が動作確認試験を受検させるものをいう。
- (オ) TEST Owner: LTE/5G 対応 SIM フリー・デバイス動作確認試験を受検する際の乙に対する呼称をいう。
- (カ) 指定試験機関: LTE/5G 対応 SIM フリー・デバイス動作確認試験の実施機関として甲が指定するものをいう。
- (キ) TESTER: LTE/5G 対応 SIM フリー・デバイス動作確認試験を実施する際の指定試験機関に対する呼称をいう。
- (ク) テストケース: LTE/5G 対応 SIM フリー・デバイス動作確認試験において使用する試験表として甲が定めるものをいう。
- (ケ) KDDI の IOT (ODD) : KDDI の < OPEN DEVICE DEVELOPER SITE > に定める手順に則って実施される、一連の IOT (相互接続性試験) をいう。
- (コ) 甲法人ウェブサイト: 以下のウェブサイトをいう。
<https://biz.kddi.com/service/mobile/product/makerpc/product/>
- (サ) 秘密情報: 甲又は乙の保有する特定の企画、設計、画面、ソフトウェア、データその他の営業及び技術に関する情報であって、秘密情報である旨又は当該情報を秘密として保持すべき旨の指定が書面又はその他の有形様式で明白に記された情報をいう。また、口頭により開示された情報については、開示の際に秘密である旨告知し、かつ当該開示から 30 日以内に秘密情報である旨及びその要旨が書面で通告された情報をいう。
- (シ) 開示者: 甲又は乙であって、秘密情報を開示する者をいう。
- (ス) 受領者: 甲又は乙であって、秘密情報を受領する者をいう。
- (セ) 関係会社: 甲又は乙が議決権を有する発行済株式の 50% 以上を保有する会社をいう。

第2条(申し込み)

乙が製造又は販売する、LTE/5G 対応 SIM フリー・デバイスを甲法人ウェブサイトに掲載することを求める場合、乙は、甲の定める様式の申込書に所定の事項を漏れなく記載し、甲 (slcert@kddi.com) に送付することで申し込み(以下「本申込」という。)を行うものとする。

第3条(受け入れ)

甲は、乙から本申込を受領し、以下の各号に該当する、又は各号を満たすと甲が認めた場合は、指定試験機関を紹介し、同機関による動作確認試験の受検を乙に要請するものとし、当該要請が発せられた時点において本規約を内容とする契約 (以下「本契約」という。) が甲乙間に成立するものとする。

- (ア) メーカー・リセラーが、本規約の定めるところに同意しており、かつ本契約を遵守できること
- (イ) 試験対象デバイス本体が日本国の電波法に基づく技術基準適合証明を取得済又は取得予定であること
- (ウ) 試験対象デバイスが、通信モジュール内蔵型の場合は、当該モ

ジュールが甲の IoT (ODD) を受検済であること

- (エ) 試験対象デバイスが、オン・ボード型の場合は、通信チップと本体がともに甲の IoT (ODD) を受検済であること
- (オ) 本申込の記載情報に、所定の情報が記載されており (記載の抜け又は記載漏れがない)、とりわけ、お客さま窓口情報が適切かつ間違いを含まず記載されていること
- (カ) 本申込の記載情報に、意図的であるとしないを問わず、誤りがなく、とりわけ、お客さま窓口情報が正確に記載されていること
- (キ) 乙から、指定試験機関に対し、試験対象デバイスの検証機 (2 台) 及び試験に必要とされるメーカー機材を不足なく提供可能であること
- (ク) 試験対象デバイスが以下のいずれかに該当するものでないこと
 - i. 動作検証のために、プロトコル解析機などの特殊機材が必要となるデバイス (通信モジュールなど)
 - ii. 産業用ルーター、ドローンなど、一般的なオフィス以外での利用を想定したデバイス
 - iii. その他指定試験機関のいずれもが動作確認試験の実施・実行を受託することができない又は動作確認試験の実施・実行が困難なデバイス
- (ケ) 甲が内規として定める受け入れ基準を満たすこと
(注) 内規の例 : スマートフォン、タブレット (Android)、データ通信端末 (Wi-Fi ルータ、ドングル) の場合は、甲が別途定める推奨機 (<https://biz.kddi.com/service/mobile/>) と性格や機能が補完的である (特色がある) こと、など

2 乙は、試験対象デバイスが、本規約に基づいて甲法人サイトにすでに掲載されている SIM フリー・デバイス (以下「掲載済みデバイス」という。) と、通信チップ、通信モジュール等と同じくする場合には、その旨を申し込み (第 2 条) の際に指定することにより、甲に対して動作確認試験の免除を求めることができる。

3 前項の求めを受けた場合、甲は、乙または当該試験対象デバイスが、以下の条件を満たすことを前提として甲法人ウェブサイトへの掲載の適否を判断し、「適」と判断した場合は第 9 条第 2 項、第 3 項、第 4 項に基づく対応を行う。「不適」と判断した場合は、動作確認試験の実施を当該メーカー・リセラーに求める。

- (ア) 掲載済みデバイスと当該試験対象デバイスが、プロトコル・レベルでは同等の性能を有すると合理的に推定できること
- (イ) 掲載済みデバイスと当該試験対象デバイスの利用シーン、性格が基本的に同じと想定されること
- (ウ) 乙または当該試験対象デバイスが、第 1 項の各号の条件を (キ) (ク) を除き満たすこと

第4条(指定試験機関との契約、費用)

乙は、甲の要請に基づき、甲に紹介された指定試験機関の中から、動作確認試験の実施を委託する機関を、乙の責任と負担において選定したうえで、動作確認試験の実施にかかる作業委託契約 (以下「作業委託契約」という。) を同機関との二社間で締結する。

2 動作確認試験にかかる費用は、乙から、作業委託契約を締結した指定試験機関に支払うものとする。甲は、動作確認試験にかかる費用の算定、見積もり、支払い、督促等に関与しない。

3 前項に定める作業委託契約及びこれに起因する一切の紛争については、乙は、自己の責任と負担において当該指定試験機関との間で解決するものとし、甲は何らの責任を負わないものとする

第5条(指定試験機関)

指定試験機関は、別紙に定めるとおりとする。

2 甲は、指定試験機関の運営する試験環境の維持のため、必要となる SIM カード、閉域網サービスの環境などを指定試験機関に提供する。

第6条(テストケース)

動作確認試験において使用するテストケースの知的所有権は甲に帰属し、乙は、本契約に基づく甲の秘密情報としてこれを扱う。

2 テストケースは、第4条に定める作業委託契約の締結後に、TESTER から乙に提示される。

第7条(試験実施計画の通知)

乙は、第4条に定める作業委託契約の締結後に、速やかに試験対象デバイスの試験実施計画を作成し、甲(slcert@kddi.com)に通知する。様式は任意とし、内容には以下の各号を含むものとする。

- (ア) TEST Owner たる乙の社名、担当者名、連絡先
- (イ) TESTER たる指定試験機関の社名、担当者名、連絡先
- (ウ) 試験実施期間(予定)

第8条(試験結果)

乙は、動作確認試験を終了後、速やかに、「試験結果」「TESTER 推奨判断」「TEST Owner 判断」を漏れなくテストケースに記載し、又は TESTER をして記載させたくて、甲(slcert@kddi.com)に送付する。

第9条(判定・ウェブサイト掲載)

甲は、乙から送付されたテストケースの内容を確認し、甲法人ウェブサイトへの掲載可否判定を行う。

2 前項の判定の結果、掲載可否判定を「適」と判断した場合、甲は乙にその結果を通知した上で、通知の日から 2 か月以内に、試験対象デバイスに関する情報を甲法人ウェブサイトにカテゴリ2の機種として掲載する。ただし、以下の各号に定める場合はその限りではない。

- (ア) 本申込の記載情報に、意図的であるとないとを問わず、誤りがあると判明した場合
- (イ) 乙が結果を記入して甲に提出したテストケースの正確性・真正性に合理的な疑義があると甲が認めた場合
- (ウ) LTE/5G 対応 SIM フリー・デバイス動作確認試験が、指定試験機関以外の機関によって行われたことが判明した場合

3 甲は、甲が試験対象デバイスの情報を甲法人ウェブサイトへの掲載するために支出した費用の負担を、乙に求めない。

4 第 1 項の判定の結果、掲載可否判定を「不適」と判断した場合、甲は乙にその結果及び当該判断に至った主な理由を通知し、甲法人ウェブサイトへの掲載手続きを終了する。その場合において、甲は、乙が動作確認試験の実施のために支払った費用について、乙に補償する責を負わない。

第10条(乙によるウェブサイト掲載の中止)

乙が甲法人ウェブサイトへの掲載の中止を望むときは、甲の望むところに関わらず、甲(slcert@kddi.com)への連絡により中止することができる。甲は、乙の要請があった時から 2 か月以内に、甲法人ウェブサイトに掲載された試験対象デバイスの情報を削除する。

2 乙が、試験対象デバイスの販売を終了する場合は、遅滞なく、その旨と、販売終了の時期、当該試験対象デバイスの製品サポート終了の時期を甲(slcert@kddi.com)に連絡するものとする。甲は、乙の連絡があった時から 2 か月以内に、両方の時期を甲法人ウェブサイトに掲載し、さらに、製品サポートの終了後 2 ヶ月以内に、甲法人ウェブサイトから試験対象デバイスの情報を削除する。

3 乙が、試験対象デバイスの製品サポートを終了した場合は、遅滞なく、その旨と終了時期を甲(slcert@kddi.com)に連絡するものとする。甲は、乙の連絡があった時から 2 か月以内に、甲法人ウェブサイトから試験対象デバイスの情報を削除する。

4 本条に基づき、甲法人ウェブサイトから試験対象デバイスの情報を削除した場合において、甲は、削除のために支出した費用の負担を、乙に求めない。

第11条(甲による手続き又はウェブサイト掲載の中止)

甲は、以下の各号に定める場合においては、甲法人ウェブサイト掲載にかかる一切の手続きを中止し、あるいは、すでに甲法人ウェブサイトに掲載されている情報を何らの予告なく削除することができる。

- (ア) 本申込の記載情報に、意図的であるとないとを問わず、誤りがあると判明した場合

- (イ) 乙が結果を記入して甲に提出したテストケースの正確性・真正性に合理的な疑義が判明した場合
- (ウ) 乙が、試験対象デバイスの販売活動を終了し、あるいは、実質的に行っていない状態にあると、甲が認めた場合
- (エ) 乙が、試験対象デバイスの製品サポートを終了し、あるいは、実質的に行っていない状態にあると、甲が認めた場合
- (オ) 乙、その代表者、役員、実質的に経営を支配する者若しくは従業員又はその代理若しくは媒介をする者その他の関係者が、反社会的勢力に該当することが判明した場合
- (カ) 乙が、差押、仮差押若しくは仮処分命令、通知が発送され、又は競売の申立を受けた場合
- (キ) 乙が、公租公課の滞納処分を受けた場合
- (ク) 乙が、支払の停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立があった場合
- (ケ) 乙が、自己振出若しくは自己引受の手形、又は自己振出の小切手が不渡りとなった場合
- (コ) 乙が、合併によらず解散した場合、又は営業を廃止した場合
- (サ) 乙が、本契約の履行にあたり不正な行為があった場合。
- (シ) 乙が、甲の名誉、信用を失墜させ、若しくは甲に重大な損害を与えた場合、又はそのおそれがある場合
- (ス) 乙が、その資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたとき
- (セ) 乙に、本規約に定めるところへの違反行為があり、甲から相当の期間を定めて是正を催告されたにもかかわらず、当該違反が是正されなかったとき
- (ソ) 甲の営業方針の変更により、甲法人ウェブサイトの掲載ページを変更、改変又は廃止することとした場合
- (タ) 前各号に定めるもののほか、甲が合理的理由により甲法人ウェブサイトへの掲載を不適当であると認めた場合

2 前項の場合において、甲は、乙が動作確認試験の実施のために支払った費用及びいかなる不利益についても、乙に補償する責を負わない。

第12条(試験対象デバイスに関する変更)

第9条に基づいて甲法人ウェブサイトには試験対象デバイスに関する情報が掲載された後に、仕様変更等により当該記載情報について変更を生じた場合は、乙は、遅滞なく、その旨を甲に対して通知するものとする。

2 甲は、前項の通知の内容を踏まえて、引き続き甲法人ウェブサイトには当該試験対象デバイスに関する情報を記載するか判断したうえで、その判断について乙に通知するものとする。この場合の取扱いについては、第9条の定めを準用する。

3 前項の判断にあたり、甲は、必要と認める場合は、乙に対し、再度動作確認試験を受検することを要請することができるものとする。この場合の取扱いについては、第4条以下の定めを準用する。

第13条(守秘義務)

秘密情報の受領者は、開示者から提供された秘密情報を善良なる管理者の注意をもって機密に取扱わなければならない。

2 受領者は、開示者から提供された秘密情報を本契約の履行以外の目的に使用してはならない。

3 受領者は、開示者から提供された秘密情報を開示者の事前の書面による承諾なく、第三者に開示してはならない。但し、受領者は、開示者から開示された秘密情報を、当該秘密情報を知るべき必要性を有するその役員及び従業員、関係会社の役員及び従業員、弁護士並びにコンサルタント等に開示し又は使用させることができる。なお、受領者は、当該開示又は使用に先立ち、契約、指示その他の方法により、当該役員及び従業員、関係会社の役員及び従業員、弁護士並びにコンサルタント等に対して本規約に基づき自己が負う義務と同等の義務を課すものとし、当該役員及び従業員、関係会社の役員及び従業員、弁護士並びにコンサルタント等が当該義務に違反した場合には、自己が本規約に違反したものとみなされるものとする。

4 前項の規約に拘らず、受領者は、開示者から開示された秘密情報について法令上の要請により開示が義務づけられた場合は、開示者の承諾なく、かかる義務に基づいて当該秘密情報を開示すべき者

(以下「開示先」という。)に対し、かかる義務の範囲内で当該秘密情報を開示できるものとする。この場合、受領者は、可能な限り速やかに、その旨を開示者に通知するものとし、当該秘密情報が機密を保持すべきものであることを示して開示先に開示するものとする。

第14条(情報の複製)

受領者は、本契約の履行に必要な範囲内で開示者から開示された秘密情報を複写、複製をすることができる。

2 前項の定めによる複写、複製物の取扱いについては、秘密情報と同様の方法をもって行うものとする。

第15条(適用除外)

秘密情報のうち、次の各号に該当する情報は、本規約に定める守秘義務の対象とはならない。

- (ア) 開示の時点で公知のもの、又は開示の後に、受領者の責に帰せざる事由により公知となったもの
- (イ) 開示の時点で、受領者が既に保有していたもの
- (ウ) 開示者から開示された秘密情報によらず受領者が独自に開発したもの
- (エ) 受領者が正当な権限を有する第三者から適法に入手したもの

第16条(情報に係る権利・返却義務等)

本規約に基づく秘密情報の開示は、受領者に対し、開示者のいかなる権利も移転し又は実施権の設定を行うものではなく、それらの権利は開示者に留保されるものとする。

2 受領者は、次の各号の一に該当するときは、秘密情報及びその全ての複写、複製物を直ちに開示者に返却するか、又は開示者の指示に基づき破砕しなければならない。

- (ア) 開示者から書面により秘密情報の返却要求があるとき
- (イ) 本検討のために秘密情報を使用する必要がなくなったとき
- (ウ) 本契約が終了したとき

第17条(損害賠償)

甲又は乙は、自己が本規約の規定に違反した結果、相手方に損害を与えた場合には、その損害に対して賠償の責を負う。

第18条(免責)

甲は、甲法人ウェブサイトへの試験対象デバイスの情報を掲載するにあたり、当該試験対象デバイスについて、甲の提供する通信サービスへの適合性、可用性、安全性、商用性、無謬性又は不具合等が生じ

ないことその他の品質又は性能等について甲が保証するものではないことを明記することができるものとし、乙はこれを了承するものとする。

2 甲及び乙は、甲法人ウェブサイトへの試験対象デバイスの情報の掲載をもって、当該試験対象デバイスに関する製造物責任を含む当該試験対象デバイスに起因する何らの責任を甲が負担するものではないことを確認する。

3 甲が試験対象デバイスに起因して第三者と紛争等を生じた際は、乙が乙の責任及び負担にてこれを処理、解決するものとし、当該紛争等により甲に損害又は費用(弁護士費用を含む。)が生じた場合には、当該損害及び費用の一切を補償するものとする。また、乙が試験対象デバイスに起因して第三者と紛争等を生じた場合は、乙の責任及び負担にてこれを処理、解決するものとする。

第19条(有効期間)

本契約の有効期間は、本申込に記載の連絡日から、同日の翌年の3月31日までとする。但し、甲又は乙より、相手方に対して期間満了30日前迄に書面による契約不更新の意思表示がなされない場合には、本契約は従前と同一条件で更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項に定める有効期間中であっても、動作確認試験が完了した後であれば、相手方に30日前までに書面により通知することにより、本契約を終了することができる。

3 前二項に拘らず、本契約で規定する秘密情報の受領者としての義務は、本契約の有効期間の満了日又は本契約の終了日から3年間有効に存続するものとし、第4条第2項、第6条第1項、第9条第3項及び第4項、第10条第4項、第11条第2項、第17条、第18条、本項、第20条及び第21条の規定に関しては、本契約の有効期間の満了又は本契約の終了後も有効に存続する。

第19条(準拠法)

本規約は、日本国法に従い解釈されるものとする。

第20条(合意管轄)

本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第21条(協議)

本規約の解釈について疑義が生じたとき、又は本規約に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。

ウェブサイト掲載に関する規約 別紙

1. 日本ノーベル株式会社

住所	〒114-0002 東京都北区王子 2-30-2
主管部門	技術統括本部 自動化開発検証事業部
担当	KDDI 法人向け SIM フリー・デバイス動作確認試験担当
連絡先	(メール) sp_ktest_contact@jnovel.co.jp (電話) 03-3927-8803

2. 株式会社ベリサーブ

住所	〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 3-1-16 神保町北東急ビル 9 階
主管部門	-
担当	KDDI 法人向け SIM フリー・デバイス動作確認試験担当
連絡先	(メール) dva_contact@veriserve.co.jp (電話) -

3. 株式会社 KDDI テクノロジー

住所	〒135-0061 東京都江東区豊洲 5-5-13 豊洲アーバンポイント 3F
主管部門	開発 5 部
担当	KDDI 法人向け SIM フリー・デバイス動作確認試験担当
連絡先	(メール) ktec-sfd-support@kddi-tech.com (電話) -